

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市霊園の使用許可（記名板）	
根拠条例等・条項	堺市霊園条例（以下「条例」）第12条の2第3項	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・靈堂）	
審 査 基 準	1. 合葬式墓地の使用許可を受けているか。 使用許可証（合葬式墓地用）の提示があること。 2. 堀市霊園（合葬式墓地）使用申込書に記載の死亡者と同一であること。 3. 姓のみの場合は、申請者の姓又は死亡者の姓と同一であること。 4. 既に記名板の申請がされている死亡者と重複していないか。 5. 堀市霊園使用許可申請書（合葬式墓地用）で申請しているか。 （同条例施行規則第3条第1項）	
標準処理期間	標準処理期間	2～4ヶ月
	標準処理期間を設定できない理由	